

石垣市未就学児をもつ保育士再就職支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、石垣市における待機児童の解消に向け、保育士の確保を推進するため、予算の範囲内において、未就学児をもつ保育士が再就職することに対し、その未就学児の保育料の半額を補助することについて、石垣市補助金等交付規則（平成6年石垣市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる保育士（以下「補助対象保育士」という。）は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 未就学児をもち、現在保育施設へ勤務していない保育士で、平成29年4月以降に石垣市内の保育施設等（石垣市立保育所、石垣市幼稚園預かり保育事業、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、平成29年度中に認可保育所として開設を予定している保育施設及び企業主導型保育事業をいう。以下同じ。）に就職が決まった者とする。ただし、平成29年3月末日時点で、石垣市の保育施設等に勤務する保育士は、対象外とする。
- (2) 未就学児が石垣市内の認可保育所等（石垣市立保育所、認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業をいう。以下同じ。）に入所することが決定した者を対象とする。
- (3) 補助対象保育士は、石垣市内の保育施設等において、週30時間以上及び2年以上の勤務を条件とする。

(補助額)

第3条 補助金の額については、保育料の半額とし、月額24,800円を限度とし、申請月から平成30年3月までの総額とする。

(交付要件)

第4条 市長は、未就学児をもつ保育士が石垣市内の保育施設等に就職が決まり、その未就学児の石垣市内の認可保育所等への入所が決定した場合において、補助金を交付する。

(交付申請)

第5条 補助対象保育士が、補助金の交付を受けようとするときは、石垣市未就学児をもつ保育士再就職支援事業補助金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添え、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を精査し、適当と認めるときは、石垣市未就学児をもつ保育士再就職支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付手続の省略等)

第7条 規則第6条に規定される交付申請及び規則第15条に規定される額の確定を併合

し、規則第14条に規定される実績報告の手続を省略する。

(補助対象保育士の義務等)

第8条 補助対象保育士は、この要綱その他関係法令を遵守し、保育施設における保育に従事しなければならない。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象保育士に対し必要な報告を求め、又は関係職員にその内容を調査させることができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助対象保育士が虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けていると認めるとき、又はこの要綱に規定する義務に違反しているとき、当該交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

石垣市長 様

(申請者)住 所

氏 名

印

石垣市未就学児をもつ保育士再就職支援事業補助金申請書

石垣市未就学児をもつ保育士再就職支援事業について、石垣市未就学児をもつ保育士再就職支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、補助金の交付を申請します。

記

- 1 勤務予定の保育施設名
- 2 勤務開始予定日
- 3 児童の入所保育施設名
- 4 児童の入所期間
- 5 添付書類 保育士証・その他資格の証明書類
採用通知書（就職が決まったことを証明する書類）
履歴書
児童保育料決定通知書の写し
その他必要な書類

様式第 2 号（第 6 条関係）

石垣市指令第 号
年 月 日

申請者（住所）
（氏名） 様

石垣市長

石垣市未就学児をもつ保育士再就職支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった石垣市未就学児をもつ保育士再就職支援事業補助金について、石垣市未就学児をもつ保育士再就職支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円
(確定額)

2 交付の条件

石垣市補助金等交付規則、石垣市未就学児をもつ保育士再就職支援事業補助金交付要綱その他関係法令を遵守すること。